

(3) 事故への対処等

①危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、教育担当理事、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を**招集**し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部設置など）を検討します。

②危機対策本部の設置

学長は、危機レベル等により、事故の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※構成員（別表2参照）

③調査委員会の設置

事故の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、原因の特定や問題点を検討するとともに、再発防止策等を取りまとめます。

調査にあたっては、保健所、病院等の関係機関から情報を収集するとともに、症状を発症した学生の周辺の関係者から事情を聞くなどして、食中毒の原因と予想される模擬店を特定し、食中毒が発生するに至った経緯や発生の状況などについて、当該模擬店の関係者から事情を聴取します。

※構成員（別表2参照）

(4) 学外対応

①被害者等への対応

被害学生やその家族への見舞い・謝罪等の対応は、食中毒発生の原因となった模擬店が特定された場合においては、その模擬店を運営していたサークルの指導教員が行うこととしますが、原因が特定されていない場合や学外者に被害が出ている場合は学生生活課長が対応を行います。また、状況に応じて、大学本部と調整を行い、対応を検討します。

②学外への公表等

事故の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関からの取材要請等がある場合には、大学本部等と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。報道機関との連絡調整は広報室長、外部からの問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

③保健所・文部科学省への報告

学生部長又は学生生活課長は事件の概要を保健所・文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

④市民からの問い合わせへの対応

学外者に被害が発生した場合、連絡調整窓口が被害者からの問い合わせに対応します。

(5) 事後対策・再発防止

①原因の究明と再発防止策の検討

食中毒の発生について、関係機関の原因究明に協力し、食中毒に関わる情報を正確に確認するとともに、食中毒の原因や問題点を調査究明します。

原因の特定の後には、その内容を大学祭の運営に関わる学友会関係者や模擬店を運営するサークルの代表者、顧問教員等に対し、食中毒発生の状況とその予防法について必要な知識の指導と、食中毒発生による一般市民や大学への迷惑、今後の大学祭に与える影響等について理解させるための講習会を行うなど、再発防止の為に

II 学生に係る危機への対応

6. 大学祭での食中毒

必要な知識の指導と周知を行います。

②大学の信頼回復

事態の収束後、状況報告書を作成し、全学学生生活委員会並びに学友会運営協議会に提出して、大学としての再発防止のための対応策の確認を行います。

その後、対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

レベル表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
学生に食中毒が疑われる症状がある。	複数の学生が食中毒を発症したが、軽傷である。 被害が学内に限定されている。	多数の学生が食中毒を発症し、入院した者もいる。 被害が学外者にも及んでいる。
総務企画・コンプライアンス推進室、学生部等による協議	必要に応じて、調査委員会を設置 被害者の相談窓口の設置	調査委員会の設置 被害者の相談窓口の設置
	危機対策本部の設置を検討 報道発表の検討	

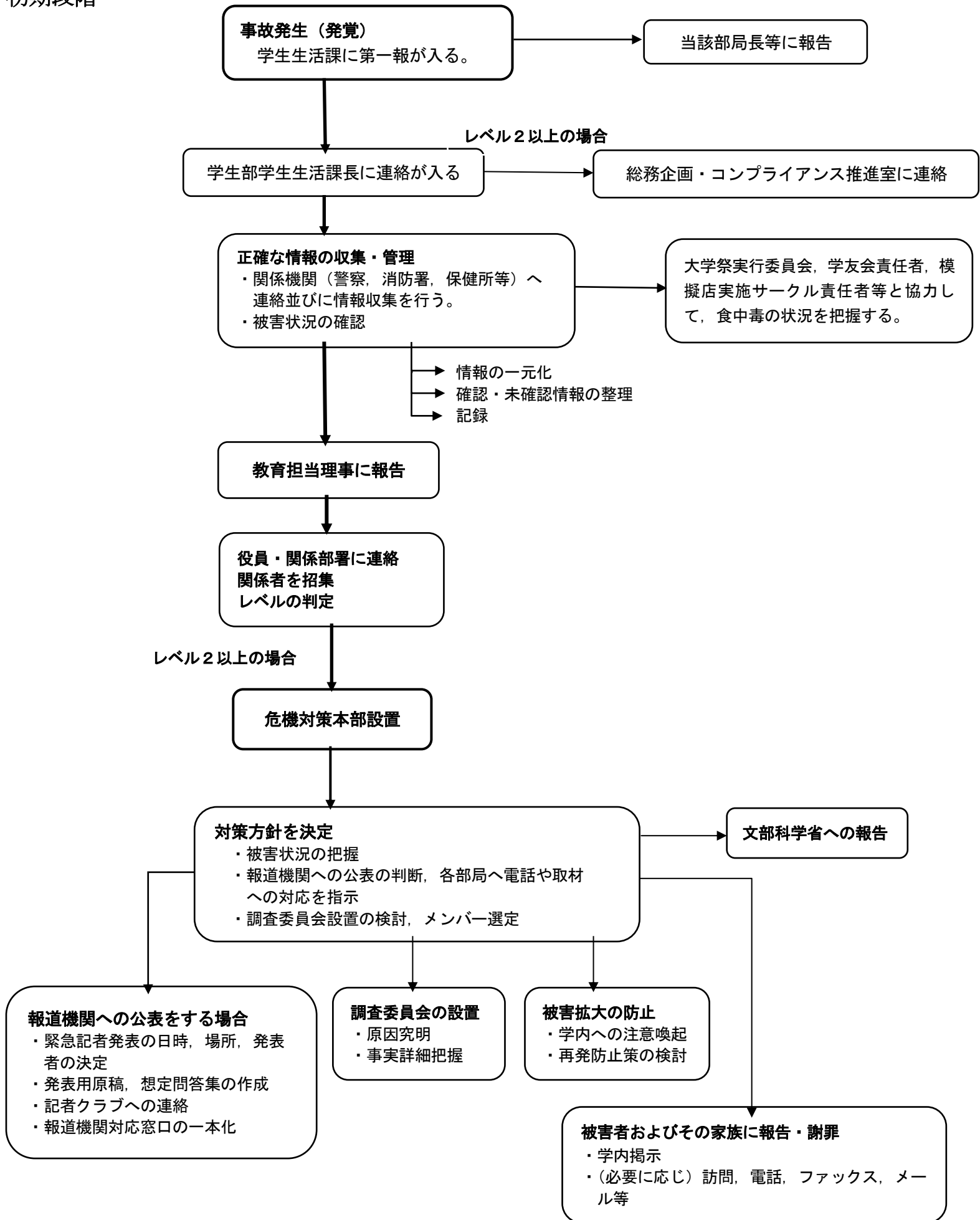
別表 2

大学祭での食中毒の発生時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	本 部 長：学長 副本部長：理事（教育担当） 本 部 員：理事（総務担当）、学生部長、学生生活課長、事務局関係部課長 その他必要と認められる者	
調査委員会	学生生活課長、 サークル指導教員、学生生活委員会委員 産業医、安全衛生担当者 その他必要と認められる者	
被害者相談窓口	学生生活課長、 関係部局事務（部・課）長、	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部学生生活課長	
学外担当窓口	報道機関対応	連絡調整：広報室長 問合せ対応：学生生活課長
	文部科学省等対応	学生部長又は学生生活課長

大学祭での食中毒発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。